

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
行 文 書 局
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次

告 示

○土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定…………… (循環型社会推進課)	1
○知事権限に係る保安林の指定…………… (治山課)	1
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の予定…………… (治山課)	1
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定…………… (治山課)	1

道人事委員会規則

○船員等の旅費の支給に関する規則の一部を改正する規則……………	2
○給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則……………	2

告 示

北海道告示第345号

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

令和3年5月6日

北海道知事 鈴木直道

- 1 形質変更時要届出区域 釧路市貝塚3丁目63番1の一部（次の図のとおり）
- 2 特定有害物質の種類 ベンゼン、砒素及びその化合物
（「次の図」は省略し、その図面を北海道環境生活部環境局循環型社会推進課に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第346号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する。

令和3年5月6日

北海道知事 鈴木直道

- 1 保安林の所在場所 函館市尾札部町1944の2
- 2 指 定 の 目 的 土砂の崩壊の防備

3 指 定 施 業 要 件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を北海道渡島総合振興局産業振興部林務課及び函館市役所に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第347号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

令和3年5月6日

北海道知事 鈴木直道

- 1 保安林予定森林の所在場所 勇払郡厚真町字幌内717の4（国有林。次の図に示す部分に限る。）

2 指 定 の 目 的 水源の涵養

3 指 定 施 業 要 件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課及び厚真町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第348号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

令和3年5月6日

北海道知事 鈴木直道

- 1 指定施業要件変更予定保安林 虻田郡洞爺湖町（次の図に示す部分に限る。）の所在場所

- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐は、択伐による。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道胆振総合振興局産業振興部林務課及び洞爺湖町役場に備え置いて縦覧に供する。)

道 人 事 委 員 会 規 則

船員等の旅費の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和3年5月6日

北海道人事委員会委員長 欽 田 信 知

北海道人事委員会規則7-1426

船員等の旅費の支給に関する規則の一部を改正する規則

船員等の旅費の支給に関する規則（北海道人事委員会規則7-85）の一部を次のように改正する。

別表第2中「1,204円」を「1,215円」に、「1,272円」を「1,284円」に、「1,304円」を「1,316円」に、「1,336円」を「1,349円」に、「1,368円」を「1,381円」に、「736円」を「743円」に、「246円」を「248円」に改め、同表備考中「78円」を「79円」に改める。

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則による改正後の船員等の旅費の支給に関する規則の規定は、令和3年4月1日以後に出発する旅行及び同日前に出発し、かつ、同日以後に完了する旅行のうち同日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち同日前の期間に対応する分及び同日前に完了した旅行については、なお従前の例による。

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和3年5月6日

北海道人事委員会委員長 欽 田 信 知

北海道人事委員会規則7-1427

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

給料の調整額に関する規則（北海道人事委員会規則7-188）の一部を次のように改正する。

別表第1児童相談所の項第2号中「及び子ども支援課主幹」を「、子ども支援課主幹及び分室主幹」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の給料の調整額に関する規則の規定は、令和3年4月1日から適用する。